

【当日出された意見等】

意見内容	委員	回答	回答者	対応	備考
<p><b>（要援護者名簿について）</b> 要援護者名簿の更新は年に何回程度行っているのか。</p>	鈴木委員	6月と12月の年に2回、大阪市福祉局から区役所に行政が把握できる要援護者リストが提供されます。死亡、転出等の異動処理を行った後、区社会福祉協議会見守り相談室に提供しています。見守り相談室では、要援護者状況をシステム上で管理し、年2回の更新とともに、同意確認が取れた場合は、随時要援護者名簿に追加しています。	福祉担当	<p>今後は、行政が把握している要援護者リストに加え、地域が把握している要援護者情報を収集し、一体的に要援護者を把握することで要援護者名簿の精度向上をめざします。</p>	議事録13頁
<p><b>（民生委員・児童委員における日頃の見守り活動中の取扱いについて）</b> 民生委員・児童委員の方が地域で要援護者を発見した場合、どのような行動をされているのか、専門的な知識経験は積んでいるのか、ケアマネなど関係機関につないだりしているのか。</p>	飯田委員	<p>民生委員・児童委員の方々は、住民からの様々な生活上の困りごとや心配ごとに関する相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、地域の専門機関につなぐ役割を担っています。</p> <p>委員ご指摘のとおり、民生委員・児童委員の方々は福祉的な資格等専門的な知識は必要とされていませんが、地域の事情に精通しておられますので、地域からのさまざまな声が入り要援護者の掘り起し等に関しては重要な存在であると考えております。</p> <p>日頃の見守り活動の中で要援護者の異変に気付いた場合は、区役所、地域包括支援センター、見守り相談室など関係機関に連絡するなど、必要な支援につないでいただいております。</p>	福祉担当		議事録14頁
<p><b>（要援護者名簿の登載者について）</b> 要援護者名簿に登載される方は、要介護認定を受けていることが前提になると思うが、要介護認定を受けていない方で支援が必要な方はどう補うのか。</p>	櫻原委員	<p>地域によっては、独自に独居の65歳以上の方全員を把握し見守りを行っていただいているところもあると伺っております。ゆくゆくは、こうした地域で独自に把握いただいている要援護者情報と行政が整備している要援護者リストを統合して地域にお渡しできればと考えております。</p>	福祉担当		議事録15頁

<p>(地域における見守り活動について) 地域の方々を中心にした見守り体制という中で、実際のところ、主役となる地域まちづくり実行委員会の方々はどのように思っているのか。</p>	<p>金本委員</p>	<p>各地域で見守り体制を整備し、継続的に取り組んでいただくためには、区役所からのお願い事ではなく、地域の方々自らが「見守り活動は地域が主役」という意識を持っていただくことが重要であると考えています。</p>	<p>福祉担当</p>	<p>要援護者支援において、要援護者名簿の整備は法律上行政の責務ですが、要援護者支援の活動自体は地域が主体という、各々の役割を明確にし、地域住民の皆さまにご理解いただけるよう、地域ごとに丁寧かつ誠実に説明してまいります。</p>	<p>議事録16頁</p>
<p>(見守りノートについて) 見守りノートというアイデアは大変いいと思うが、今までの経験から、こういう立派なものを作っても全く活用されない。こうした観点から考え直したほうがいいのではないかと思う。</p>	<p>櫻原委員</p>	<p>見守り活動を行っていただく方々に、定期的に訪問することだけが見守りではなく、ちょっとした気づきや声かけからのスタートもあるといった見守り活動のイメージを具体的に見守りノートに盛り込めたらと考えています。</p>	<p>福祉担当</p>	<p>見守りノートについては、使用の目的と、支援者がどういった場面でどのように活用するかを明確にしたうえで、内容を決定してまいります。そのうえで、見守りノートが、見守り活動のガイドブックというだけではなく、要援護者、支援者双方が使用する冊子となるよう内容を精査してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。</p>	<p>議事録21頁</p>
<p>(個別支援プランについて) かなり踏み込んだ案で、要援護者本人と行政など関係機関には必要な情報だと思うが、支援する住民の方が管理する部分については、知らせる情報と知らせない情報の判断が出てくるかと思うが。</p>	<p>鈴木委員長 鈴木委員</p>	<p>個別支援プランで共有いただく内容は非常に配慮が必要な内容となりますので、要援護者の同意が大前提となります。そのうえで、どこかで一括管理をする必要があると考えております。管理先については、慎重に検討してまいります。 また、支援者への情報提供の範囲については、最終的にリーガルチェックを行ってまいります。</p>	<p>福祉担当</p>	<p>個別支援プランの内容や、支援者と要援護者が共有する情報につきましては、リーガルチェックを行ったうえで、課題を抽出し、地域福祉推進会議でご議論いただきたいと思いますと考えております。</p>	<p>議事録22頁</p>
<p>(見守り体制について) 見守り体制づくりにおいては地域に向向いていくという流れだと思うが、地域説明会や地域でのワークショップは見守り相談室が中心になって進めていくことになるのか。</p>	<p>鈴木委員長</p>	<p>大正区における見守り体制は、平時の見守りと災害時の要援護者支援を一体的に行うこととしており、地域住民の皆さまにもそのことをご理解いただく必要があるため、区役所の福祉担当と防災担当、区社会福祉協議会の3者で説明させていただきます。 ワークショップにつきましては、各地域事情に応じた体制づくりを地域の皆さんがいっしょになって考えていただけるように、区役所と見守り相談室で話し合いの場を設けたいと考えております。</p>	<p>福祉担当</p>	<p>回答に同じ</p>	<p>議事録23頁</p>